

療養費・家族療養費

療養費・家族療養費の請求について

医療機関へ組合員証（被扶養者の場合は被扶養者証）をやむを得ない事情により提示又は使用できず、いったん医療費全額を支払った場合は後日、公立学校共済組合に請求することにより、組合員証等を提示したときの療養の給付等に相当する費用（健康保険組合が負担する医療費）を「療養費・家族療養費」として受け取ることができます。

※やむを得ない事情とは認めがたい事由（持って行くのを忘れたなどの証不携帯）による請求は受け付けできません。

療養費・家族療養費の支給対象となる例は次のとおりです。

① 組合員証（被扶養者証）を提示しないで医療費全額を自己負担した場合



例 被扶養者の認定申請中や旅行・帰省先で組合員証等の不携帯など

療養費等請求書【用紙No.療養1】に、医療機関で作成してもらう①と医療機関から発行された②を添付して、所属の事務担当者を経由してご提出ください。

添付書類

① 診療（調剤）報酬領収済明細書【用紙No.療養2、3、4】

※医療機関仕様の様式（通称：レセプト）でもかまいません。
※会計時に発行される「診療明細書」などは傷病名の記載がないため不可。

② 領収書（原本）

※原本は返却しませんので、必要があればあらかじめコピーをお取りください。

② 誤って、以前加入していた健康保険組合の保険証で受診したため、以前の健康保険組合へ医療費を返還した場合



例 他の健康保険組合に加入していたが、新たに公立学校共済組合の組合員（被扶養者）になった場合

以前加入していた健康保険組合へ医療費を返還した後に、療養費等請求書【用紙No.療養1】に以前の健康保険組合から交付された①及び②を添付して、所属の事務担当者を経由してご提出ください。

添付書類

① 診療（調剤）報酬明細書（写）

※開封厳禁のため所属所でも開封せず封書のままご提出ください。

② 以前の健康保険組合へ医療費を返還したときの領収書（原本）

※ATMの振込明細のみでは受付することはできません。

③ 公立学校共済組合が療養の給付等の現物支給を行うことが困難な場合（組合員証等が使用できない場合）

- (1) 保険医療機関がない地域（へき地など）で受診した場合
 - (2) 海外で受診した場合（治療目的で渡航し、受診した場合は対象外） ※かがやき春号（2017年 No.544）に詳しい記事を掲載しております。
 - (3) 保険医療機関で行われていない準医療行為などで、医師が治療上必要と認めた場合
 - 治療上必要な装具の購入費用
 - 輸血の生血液代
 - はり、きゅう、マッサージの施術費用
- ※受領委任契約を結んでいない柔道整復師による施術も療養費等請求の対象となります。
※請求事由により、提出書類が異なりますので、福利厚生ハンドブックなどをご確認ください。

注意

- 健康診断、予防注射、インプラント、レーザーなど、健康保険の適用外であるものは療養費等請求の対象外です。
- 厚生労働大臣の定める基準に基づいて算定しますので、実際に支払った額の7割（未就学児は8割）の額とは異なる場合があります（特に、海外で受診した場合など）。
- 公務災害や通勤災害による傷病については、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償が行われるため、原則として、健康保険や療養費等請求の対象になりません。
- 交通事故など、相手方（加害者）の行為によりケガをして治療を受けた場合、その治療に要する費用は加害者が負担するのが原則で、健康保険や療養費等請求の対象になりません。

※次のような場合は、事前に公立学校共済組合に連絡し、了承を得ることにより、組合員証等を使用して治療を受けることができます（所定の書類提出が必要です）。

- 交通事故で組合員側の過失割合が大きい場合や相手が不明の場合
- 公務災害や通勤災害に認定されるまでの間、何らかの事情により組合員証の使用を希望する場合

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827